

令和7年度 水質検査計画

水道法で定められた51項目の水質基準の水質検査を行います。（表1）

また、水質検査の義務はありませんが水質管理上、注意喚起すべき項目について1年に1回の頻度で検査を行います。（表2）

表1 水質基準項目

区分	種類	No.	項 目 名	基 準 値	過去3年間の測定値		必要とする検査頻度				
					原水水質	浄水水質	原水	浄 水			
					最大値	最大値	年1回	月1回	産生月	年4回	年1回
人の健康に影響を与える項目	病原微生物	1	一般細菌	100個以下	2,480	0	●	●			
		2	大腸菌(<i>E.coli</i>)	不検出	検出	不検出	●	●			
	無機物・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	●				●
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	< 0.00005	< 0.00005	●				●
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.075	< 0.004	●				●
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●			●	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.31	1.29	●				●
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.18	0.15	●			●	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.07	0.09	●				●
	一般有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	●				●
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005	< 0.005	●				●
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.004	< 0.004	●				●
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002	●				●
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001	< 0.001	●				●
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	< 0.06	0.22				●	
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	< 0.002	< 0.002				●	
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	< 0.001	0.033				●	
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	< 0.003				●	
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	< 0.001	0.004				●	
		26	臭素酸	0.01mg/L以下	< 0.001	0.002				●	
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	< 0.001	0.043				●	
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	< 0.003	0.004				●	
		29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	< 0.001	0.011				●	
		30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	< 0.001	< 0.001				●	
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	< 0.008	< 0.008				●	
生活利用上支障を及ぼす恐れのある項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	●				●
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.83	< 0.02	●				●
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	15.82	< 0.01	●				●
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	< 0.01	< 0.01	●				●
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	15.6	30.2	●				●
	着色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.556	< 0.005	●				●
	味	38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.0	34.1	●	●			
		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	56	55	●				●
		40	蒸発残留物	500mg/L以下	143	168	●			●	
	発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	< 0.02	< 0.02	●				●
	かび臭	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000013	0.000001	●		●		
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000005	0.000005	●		●		
	臭気	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	< 0.005	< 0.005	●				●
	味	45	フェノール類	0.005mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	●				●
	基礎的性状	46	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	14.8	1.1	●	●			
		47	pH値	5.8以上8.6以下	8.25	7.89	●	●			
		48	味	異常でない	-	異常なし	●	●			
		49	臭気	異常でない	土臭	異常なし	●	●			
		50	色度	5度以下	98	< 1	●	●			
		51	濁度	2度以下	188.8	< 0.1	●	●			

表2 水質管理目標設定項目

種類	No.	項 目 名	目 標 値	検査頻度	
				原 水	浄 水
				年1回	年1回
無機物 ・重金属	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L 以下	●	●
	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下（暫定）	●	●
	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下	●	●
一般 有機物	4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	●	●
	5	トルエン	0.4mg/L 以下	●	●
	6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L 以下	●	●
消毒副 生成物	7	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	●	●
消毒剤	8	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	●	●
消毒副 生成物	9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）	●	●
	10	泡水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）	●	●
農薬	11	農薬類（115項目）	検出値と目標値の比の和として、1 以下	●	●
臭気	12	残留塩素	1mg/L 以下	●	●
味	13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	●	●
着色	14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下	●	●
味	15	遊離炭酸	20mg/L 以下	●	●
臭気	16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	●	●
	17	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	●	●
味	18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下	●	●
臭気	19	臭気強度（TON）	3以下	●	●
味	20	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	●	●
基礎的 性状	21	濁度	1 度以下	●	●
腐食	22	pH値	7.5 程度	●	●
	23	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	●	●
水道施設の 健全性の指標	24	従属栄養細菌	1 mLの検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）	●	●
一般 有機物	25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	●	●
着色	26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	●	●
一般 有機物	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005mg/L以下（暫定）	●	●

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、有機フッ素化合物の一種です。
令和2年度から国際的な規制に関する動き等を踏まえ、水質管理目標設定項目に追加されました。